円蔵中学校いじめ防止基本方針

本校は平成23年度から、『生徒一人一人の生命を磨く』を学校経営の柱にして、生徒の可能性を伸ばし、より良い変容をめざして全教育活動の推進に努めています。『生徒一人一人の生命を磨く』ためには、「安心・自信・人権意識の高揚」を育む教育環境づくりが肝要と考えています。そのために本校ではその基盤を「生徒が認め合い、高め合い、気力・笑顔があふれる、あたたかな学校」づくり、「いじめを生まない学校風土」づくりを教職員一丸となってベクトルを合わせて推進したいと考えています。

そこで、ここに「いじめを生まない学校風土」づくりの一環として本校のいじめ防止基本方針を策定いたしました。本校、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、次のように、いじめの防止等のための対策を行います。

いじめに関する基本的な考え

- ○いじめは人権侵害であり、生徒の尊厳を損なう許されない行為であること。
- ○いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであること。
- ○いじめは「被害者」「加害者」だけでなく「傍観者」といわれる周囲にも注意を 払い必要があること。
- ○いじめられている生徒の立場に立った、親身な指導を行うこと。
- ○いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して 取り組む問題であること。

円蔵中学校、いじめ対策の重点

- ○教育活動の充実によるいじめの未然防止に取り組む。
- ○いじめを許さない、居場所のある学級(集団)づくりに努める。
- ○人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、特別活動及び体験活動の創意工夫と充実に努める。
- ○「ネットのいじめ」から生徒を守り育てる啓発活動に努める。
- ○いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ○学校、家庭、地域、関係機関と連携していじめ防止に取り組む。
- ○いじめを単なる生徒だけの問題ととらえず、大人の側も、他人の弱みを笑いものにしたり、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、異質な他者を差 別したりという振る舞いを正すことを発信していく。

円蔵中学校、いじめ問題対策チームの体制の整備について

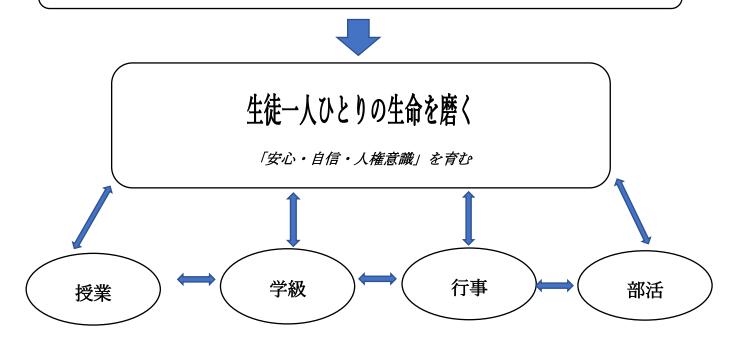
- ○いじめ対応チームを設置する。
- ○いじめ対応チーム会議を学期ごと開催する。
- ○いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等をもって対 応する。

1 いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、 すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ未然防止の生徒活動を支援します。
- ・円中伝統の交流活動や行事、ボランティア活動等を通して近隣の小学校や高校、保護者ならびに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめについて校内研修や 職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、生徒とかかわる時間を確保しなが ら、内面の変化に気づけるように努めます。



「生徒が認め合い、高め合い、気力・笑顔があふれる、あたたかな学校づくり」 「いじめを生まない学校風土づくり」



「感動」と「連帯」(絆) を深める具体的な実践

活躍する場面 主体的な参画場面 感動と連帯場面 の 創意工夫

「見とり・評価」(<u>『良く見つめ』『良く理解し』『よく伸ばす』</u>)を大切にしながら、日々の生徒の 様子 観に努める。

◎特別支援教育の視点による授業づくり・学級づくり・行事づくり、部活動の充実を推進する。

◎いじめが起こりにくい学校風土づくりには、教職員の温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で 展開

していくことが欠かせない。教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、

尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が不可欠である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築する。

2 いじめの早期発見のための取組み

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配ります。 「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設け、 いじめ発見に努めます。 (見とりと支援)
- 日常の生活の中での教職員の声かけ (チャンス相談)等、生徒が日頃から気軽に相談できる雰囲気づくりに努めます。
- いじめを早期に発見するため、生徒への定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①生徒対象いじめアンケート調査 年2回(10月,3月)
 - ②個人面談・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査、年2回(4月10月)
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの参画を得る。
 - ・いじめ相談窓口の設置(生徒指導担当・支援コーディネーター)の活用
- いじめの未然防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- 相談・通報のあった事案は、「いじめ対応チーム」を通して情報共有に努めます。

3 いじめの早期解決のための取組み

○いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期対応を心がけ、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行います。早期解決に向けては教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応をします。また、いじめの再発防止のために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ります。

4 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめとは、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものをいいます。発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、未然防止や迅速な対応のため次の取り組みをします。

(1) いじめの未然防止のための取組み

① 保護者との連携

- ・フィルタリングをはじめ、家庭において携帯電話等の使用のルールづくりについてお願いします。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、利用者の個人 情報が流出といったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつことを お願いします。
- ・早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないようお願いします。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることの理解と 認識をお願いします。

② 警察等の専門的な機関と連携

・インターネット書き込みや画像によるいじめを発見した時には、削除等、迅速な対応を図るとともに、 人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していきます。

③ 生徒に理解させるポイント

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、簡単には回収できないこと
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につ ながる可能性があること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・「児童買春・児童ポルノ禁止法」の理解

児童買春・児童ポルノ禁止法は、18 歳未満の未成年者を性犯罪から保護し、未成年を健全に育成させるための法律である。児童ポルノを自己の性的好奇心を満たす目的で所持・保管していた場合にも、処罰される。

(2)いじめ事案の調査フロー

いじめ事案の調査フロー

最終更新:令和4年4月1日

